十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容	十　前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容
十一・十二　（略）	十一・十二　（略）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第五百十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第六項の規定において準用する同条第一項の規定に基づき、次の各表のとおり、一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

表一　九頭竜川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更 旧	吉野瀬川	武生市勾当原町七十四字口塩唐一番地先の県道橋下流端	日野川への合流点
変更 新	吉野瀬川	左岸　越前市勾当原町八十五字下奈良原二十四番二地先 右岸　同市同町八十八字東葛根平一番二地先	日野川への合流点

表二　遠賀川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更 旧	川端川	左岸　直方市大字下境字帯田三千八百六十七番の九地先 右岸　同市同大字字蓼原三千八百六十二番の一地先	彦山川への合流点
変更 新	川端川	左岸　直方市大字下境三千八百六十四番一地先 右岸　同市同大字三千八百六十三番四地先	彦山川への合流点

備考

一　区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中の「新」の項に掲げる地名の表示は、令和七年七月七日現在のものである。

○国土交通省告示第五百十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和七年七月七日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。 （略）	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定により、令和六年七月十一日現在の一級河川の区間のうち、次の表一から表百九までに掲げる河川の区間外の区間を指定区間として指定する。この場合において、これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端の欄に記載されている場所から海に至るものとする。 （略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○中央選挙管理会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年七月七日　午前十一時

○農林水産省告示第千七十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和七年五月二十三日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年七月七日

農林水産大臣　小泉進次郎